

## 文例（遺言執行者の報酬）

第〇条 遺言者は、本遺言の遺言執行者として、次の者を指定する。

住 所 東京都〇〇区〇〇・・・  
職 業 〇〇〇  
氏 名 〇〇〇〇  
生年月日 〇〇年〇〇月〇〇日

第〇条 遺言執行者の報酬は、遺言執行時の遺言者の有する全財産の評価額の〇%とする。

第〇条 遺言者は、本遺言の遺言執行者として、次の者を指定する。

住 所 東京都〇〇区〇〇・・・  
職 業 〇〇〇  
氏 名 〇〇〇〇  
生年月日 〇〇年〇〇月〇〇日

第〇条 遺言執行者の報酬は、〇〇万円とする。なお、遺言執行にかかるその他の費用（申立費用、実費等）は別途支払うものとする。

遺言者執行者に対する報酬は、遺言で事前に決めておく心安心です。

相続開始後に、遺言執行者がスムーズに遺言の執行できるよう、事前に遺言者と遺言執行者の間で報酬額につき決めておき、遺言に書いておきましょう。報酬について定めのない場合は、相続開始後に遺言執行者と相続人が協議のうえ決定するか、家庭裁判所が報酬を決定することになります。なお遺言執行者に対する報酬は、遺言者の相続財産から支払われます。